

市有地を売却します

問 財政課管財担当 ☎ 5177

市有地の売り払いを行います。希望する人は期日まで申し込みをしてください。

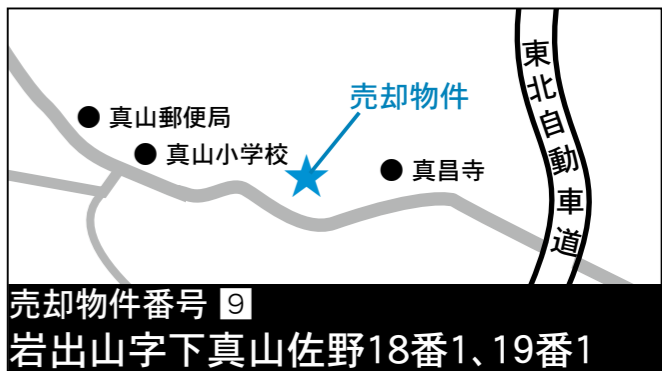
■入札方法など

入札参加資格 個人、法人は問いません。また、2人以上の「共有名義」で参加することもできます。ただし、次の内容に該当する人は参加できません。

- ① 契約する能力を有しない人または破産者で復権を得ていない人
 - ② 市民税などの地方税を滞納している人
- 売却方法 一般競争入札
入札日 7月28日(金)
売却金額 市で定めた予定価格以上の価格で最も高い価格

■申込方法

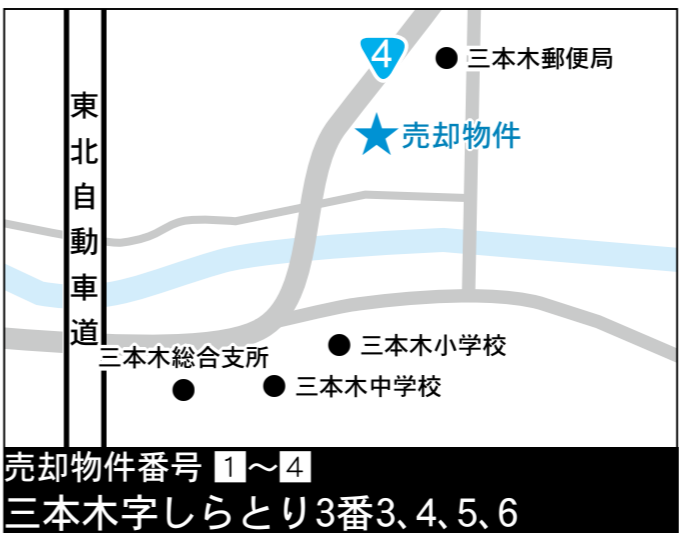
申込受付期間 7月3日(月)から21日(金)
申込書 財政課で配布または市ウェブサイト(<http://www.city.osakimiyagi.jp/index.cfm/102043631121.htm>)からダウンロード
申込書提出先 財政課(市役所東庁舎3階)



売却物件番号 9
岩出山字下真山佐野18番1、19番1

■売却物件概要

番号	種別	面積	予定価格
①	宅地	353.70 m ²	5,321,420 円
②	宅地	245.46 m ²	3,910,180 円
③	宅地	310.98 m ²	5,504,350 円
④	宅地	310.20 m ²	5,490,540 円
⑤	宅地	133.53 m ²	1,335,300 円
⑥	宅地	122.68 m ²	1,226,800 円
⑦	宅地	122.84 m ²	1,228,400 円
⑧	宅地	116.15 m ²	1,161,500 円
⑨	宅地、建物(工場)	土地 1,665 m ² 、 床面積 1,188.9 m ²	9,810,000 円



売却物件番号 1~4
三本木字しらとり3番3、4、5、6



売却物件番号 5~8
田尻北牧野目字新田25番1、8、9、10

大崎市教育委員会委員の異動

澁谷秀昭委員長の任期が平成29年5月29日に満了したことに伴い、後任の委員として佐藤寛氏が、市長より発令を受けました。任期は平成29年5月30日から平成33年5月29日までの4年間です。また、平成29年5月30日に開催された教育委員会第1回臨時会において、氏家茂氏が教育委員長に選出されました。任期は平成29年5月30日から1年間になります。



教育委員長
うしいえ 茂
氏家 茂



教育委員
さとう ひろし
佐藤 寛

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減が見直されます

問 税務課国民健康保険税担当 ☎ 5147

国民健康保険税とは

国民健康保険税(国保税)は、前年の所得をもとに計算する「所得割額」、固定資産を保持している人にかかる「資産割額」、国民健康保険に加入する人数に応じて計算する「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の4つの項目の合計額となります。課税限度額は89万円です。

■低所得者に係る国保税軽減の変更

平成29年度から世帯の軽減判定所得額が表1のとおり変更になり、国保税(均等割・平等割)の軽減対象範囲が広がります。

でも算入されます。また、軽減の判定は、4月1日現在の世帯構成によって行われます。

■納税通知書の送付

国保税の納税通知書は7月中旬に送付します。同封する納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者には納付書を同

封しません。納税額と口座振替日を確認してください。また、納税組合の組合員は、加入している納税組合長へ送付します。

■後期高齢者医療保険料とは

後期高齢者医療保険料(保険料)は、75歳(一定の障害がある)と認定されたときは65歳以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得をもとに計算する「所得割額」の合計額となります。

この保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直されます。なお、年間保険料は、均等割額4万2480円に所得割額(前年中の所得133万円)×8.54%を足したもので、課税限度額57万円に変更はありません。

■低所得者に係る保険料軽減の変更

平成29年度から世帯の軽減判定所得額が表2のとおり変更になり、保険料(均等割額)軽減対象範囲が広がりました。

■表1 国民健康保険税の軽減判定所得額

軽減割合	基準世帯
7割	世帯の所得が33万円を超えない世帯
5割	世帯の所得が「33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯
2割	世帯の所得が「33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯

※特定同一世帯所属者は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。

■表2 後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得額

軽減割合	世帯の被保険者と世帯主(被保険者でない人も含む)の所得の合計が次の金額以下の世帯
9割	33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(年金以外の所得がない場合)
8.5割	上記以外の世帯
5割	「33万円+(27万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯
2割	「33万円+(49万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯

■表3 後期高齢者医療保険料均等割額の軽減割合

平成29年度	平成30年度	平成31年度
7割軽減	5割軽減	5割軽減 ※

※平成31年度は資格取得後2年間で軽減対象です。

■所得割額の軽減割合

「前年中の所得133万円」が58万円以下の人は、平成29年度の保険料所得割額が2割軽減になり、平成30年度以降は軽減なしになります。

■均等割額の軽減割合

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者だった人を対象に、平成29年度以降、表3のとおり変更になります。また、所得割額の負担はありません。

■保険料額決定通知書の送付

保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。同封する納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者には納付書を送付しません。保険料額と口座振替日を確認してください。※年金から引き落としの人は、8月上旬に送付します。※後期高齢者医療保険料は、原則として年金から引き落としされますが、届け出により口座振替に変更することもできます。